

目 次

第1章 現代社会における子ども家庭福祉の意義と歴史の変遷	5
《第1節 子ども家庭福祉の理念と概念》	5
《第2節 わが国の子ども家庭福祉の歴史の変遷》	7
《第3節 国際社会における子ども家庭福祉の歴史の変遷》	9
《第4節 子どもの人権(権利)擁護》	11
《第5節 現代社会と子ども家庭福祉》	12
第2章 子ども家庭福祉の制度と実施体系	13
《第1節 子ども家庭福祉の制度と法体系》	13
《第2節 子ども家庭福祉行財政と実施機関》	14
《第3節 児童福祉施設等》	15
《第4節 子ども家庭福祉の専門職・実施者》	16
第3章 子ども家庭福祉の現状と課題	19
《第1節 少子化への対応》	19
《第2節 母子保健と子どもの健全育成》	21
《第3節 保育の場》	25
《第4節 子ども・子育て支援新制度》	26
《第5節 子ども虐待・DV(ドメスティックバイオレンス)とその防止》	32
《第6節 社会的養護》	34
《第7節 障害のある子どもへの対応》	39
《第8節 少年非行等への対応》	43
《第9節 貧困家庭、外国籍の子どもとその家庭への対応》	44

第4章 子ども家庭福祉の動向と展望.....	45
《第1節 地域における連携・協働とネットワーク》.....	45
《第2節 諸外国の動向》.....	46
第5章 子ども家庭支援.....	47
《第1節 子ども家庭支援の意義と役割》.....	47
《第2節 子ども家庭福祉援助活動》.....	47

【ご利用方法】

- ① まずは、ダウンロードした「問題編」と「解答編」のPDFデータをすべて印刷（プリントアウト）しましょう。印刷した後、「問題編」と「解答編」を別々にクリップなどでまとめ、並べてご覧いただける形をご利用されるとよいでしょう。

「問題編」の問題は、すべて〇×式の一問一答問題となっております。〇×を別紙に書き出すなどして、ページ単位、《節》単位など、ご自分のペースで解き、解説を読み進めていってください。

「理解できた」「押さえられた」と思った問題については、問題番号の前のチェック欄にチェックをつけていき、ひととおり解き終わった後は、チェックのない問題、チェックの少ない問題を重点的に見ていってください。何回も繰り返し問題演習をしていただいて、すべての問題に正解できるようになったときには、「子ども家庭福祉」での得点力がかなりアップした状態になっていると思います。

- ② 「解答編」では、1問ごとに、A・B・Cの3段階で【重要度】を示しております。

【重要度C】でも、ここに掲載されていない知識よりは重要性が高いと考えますが、【重要度A】で間違えた問題を特にマークするなど、復習の際のメリハリづけにご利用いただきたいと思います。

第3章 子ども家庭福祉の現状と課題

《第1節 少子化への対応》

- 1 「少子化社会対策基本法」では、少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての全責任を有するとの認識の下に講ぜられなければならないとされている。
- 2 事業主の責務は、「次世代育成支援対策推進法」には規定されているが、「少子化社会対策基本法」には規定されていない。
- 3 2015（平成27）年3月に、「少子化社会対策基本法」に基づく新しい施策の大綱として、「少子化社会対策大綱 ～ 結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現をめざして ～ 」が閣議決定された。
- 4 「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日 閣議決定）においては、経済成長の隘路である少子高齢化に正面から立ち向かうこととし、「希望出生率2.1」の実現に向けた対応策を掲げ、2016年度から2025年度の10年間のロードマップを示している。

- 5 政府は、2017年6月に「子育て安心プラン」を公表し、2018年度から2022年度末までに約32万人分の保育の受け皿を整備することとし、2017年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、これを前倒しして、2020年度末までに整備することとしている。
- 6 少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、政府は、2017（平成29）年12月に、「ものづくり革命」と「生産性革命」を車の両輪とする「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定し、社会保障制度を全世代型へと改革することとした。
- 7 2016（平成28）年2月、「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、社会保障審議会において、「子供・若者育成支援推進大綱」が作成された。
- 8 「子供・若者育成支援推進大綱」では、①全ての子供・若者の健やかな育成、②困難を有する子供・若者やその家族の支援、③子供・若者の成長のための社会環境の整備、④子供・若者の成長を支える担い手の養成、⑤創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、という5つの課題について重点的に取り組むことを基本的な方針としている。

《第9節 貧困家庭、外国籍の子どもとその家庭への対応》

- 1 厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、2015（平成27）年の「相対的貧困率」（熊本県を除く。）は、20%を超えていた。
- 2 厚生労働省の「国民生活基礎調査」（2016（平成28）年）によると、2015（平成27）年の「相対的貧困率」（熊本県を除く。）を「子どもがいる現役世帯」（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）の世帯員についてみると、「大人が1人」の世帯員では、「大人が2人以上」の世帯員に比べて、非常に高い水準となっていた。
- 3 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では、生活困窮者である子どもに対し学習の援助等を行う事業（「子どもの学習・生活支援事業」）が、都道府県や市など、福祉事務所のある自治体の任意事業として規定されている。
- 4 内閣府に、子どもの貧困対策に関する大綱の案の作成等の事務をつかさどる特別の機関として、子どもの貧困対策会議を置く。
- 5 「保育所保育指針」には、「外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合には、状況等に応じて個別の支援を行うよう努めること。」と記されている。